詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示【電子入札対象案件】
（総合評価方式・フレックス工期による契約方式）

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

１　掲示日　　平成30年１月15日（月）

２　掲示責任者　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　吉田　滋

３　担当本部等
〒163-1382
東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
総務部 首都圏入札課　電話：03-5323-2208

４　工事概要
（１）工 事 名　**Ｈ２９－梨香台外２団地給水施設修繕その他工事**
（２）工事場所　千葉県松戸市高塚新田494-10他
（３）工事内容　（梨香台）
・給水施設修繕工事（１施設）
・汚水処理機器修繕工事
（芝山）
・汚水処理機器修繕工事
（浦安マリナイースト２１フォーラム海風の街）
・給水施設改良（直結増圧化）工事
（４）工　　期　平成30年３月中旬から平成30年10月下旬（当初設定工期）
※当初設定工期とは開札の翌日に工事着工した場合の工期である。なお、８月12日から８月16日を１回含むため実施工事期間に５日を加算している。
※工事着工期限日：平成30年６月14日
※実施工事期間は220日とする。（実施工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日・祝日の増減は考慮しない。）
※本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が選択できることとする。（工事着工日までの期間は技術者の配置を要しない。）
※落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から起算し上記実施工事期間を加えた工期を契約工期とする。なお、工事着工日から起算し、上記実施期間を加えた工期が８月12日から８月16日までを含む場合は５日を、12月29日から1月7日までを含む場合は、10日を加算した工期を契約工期とする。
（５）工事の実施形態

① 本工事は、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工事の開始日をいう。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式）の試行工事である。
② 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付の際に「企業の技術力」及び「施工計画」等に関する資料を受付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事（電子入札対象案件）である。
③ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
④ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
⑤ 本工事は、申請書の提出、入札等を電子入札システムにより行なう。ただし、資料の提出は、下記７（２）の工務課（機械設備担当）に持参するものとする。

なお、電子入札により難いものは、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出までに上記３の首都圏入札課へ「紙入札方式参加承諾願」を２部提出すること。）

５　競争参加資格

（１）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
（２）当機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について、管工事Ａ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により管工事Ａ等級の再認定を受けていること。）。
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
（４）申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
（５）工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

（６）本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
（７）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でない

こと（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」、を参照のこと。）。

（８）当東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注工事の工事成績について、下記７（２）に示す資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

（９）申請書及び総合評価に係る資料が、不足なく、適切に記述され提出されていること。

（10）平成14年度以降（上記１に示す掲示日の前日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。）に、下記（ａ）又は（ｂ）の修繕工事等の元請け又は一次下請けとしての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

（ａ）工事対象物が、ＲＣ造、ＳＲＣ造の居住中の共同住宅に係る単独の機械設備修繕工事

（ｂ）工事対象物が、ＲＣ造、ＳＲＣ造の共同住宅に係る単独の衛生又は空気調和設備工事

ただし、当初工事請負代金額が500万円（消費税込み）以上の工事とする。

（11）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任※とすること。（主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は現場説明書による。）

※工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者においては緩和要件なし。）がこれらの建設工事(原則として２件程度)を管理することができることとする。(「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)」(国土建第273号平成26年２月３日))

①　一級管工事施工管理技士、技術士（衛生工学部門）又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成14年度以降に上記（10）に掲げる工事の現場従事経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者は、競争参加希望者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

（12）平成27年４月１日以降に当機構が東日本地区で発注した工事種別「管」において、調査基準価格を下回った価格をもって保全工事を契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「管」で調査基準価格を下回った価格を

もって入札し、調査基準価格を下回った価格で保全工事を契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(13) 低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を１名以上追加配置できること。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

(14) 次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

6　総合評価に関する事項

（１）入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書の別添「Ｈ２９－梨香台外２団地給水施設修繕その他工事」における「評価項目、評価基準及び得点配分等について」のとおりとする。

なお、設計図書（設計図、現場説明書、保全工事共通仕様書等）に規定されている取組みや一般的な取組み、及び具体的・効果的な内容ではない提案には評価点は付与しない。

（２）総合評価の方法

上記（１）の入札の評価に関する基準に示す評価項目の取組み等が適切又は一般的なものには標準点100点を与え、さらに優れた取組み等に上記（１）により加算点（最大20点）を与える。

（３）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記（２）によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

なお、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当機構の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（４）失格要件

本工事において求められる「品質確保に関する取組」、「環境配慮に関する取組」及び「居住者配慮（ＣＳ向上）に関する取組」に関する記述は必須項目であるため、未提出又は白紙提出については、失格とする。

（５）提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する（加点）」、「評価せず（加点なし・履行判断は請負者による）」及び「不適切（実施不可）」に区分し、入札前に提案者に通知する。

（６）評価内容の担保

① 落札者の提示した「施工計画」のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに当該取組み内容を保全工事共通仕様書（平成26年版）総則編１．４．２に定める「施工計画書」に明記し提出すること。なお、「施工計画」に関する提案のうち、当機構が評価をした内容とその履行確認方法、不履行の場合の措置等については、後日、当機構と落札者との間で覚書を取り交わすものとする。

② 「施工計画書」の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

③ 「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

7 入札手続等

（１）設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

１）設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、まず、別添のＦＡＸ専用の交付申込書（末尾に添付）を以下の期間に送信し申し込むこと。

※設計図面等の交付方法を、下記①、②から選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

① 設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付。

② 設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付。

※ただし、どちらの場合も送料（宅配便による着払い）は、交付申込者の負担とする。

２）総務部首都圏入札課にてＦＡＸ受領後、購入申込書を当機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で入札説明書等販売契約が成立するものとする。

３）コピーセンターは、ＦＡＸ受領後（ＦＡＸ受領が午後以降の場合は、翌日扱い）、３営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、入札説明書等が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎても入札説明書等が到着しない場合は、総務部 首都圏入札課に電話にて確認すること。

なお、設計図面及び現場説明書等の交付に当たって、上記②の有償印刷を希

望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

【受付期間・申込み先・問合せ先】

受付期間：平成30年１月15日（月）から平成30年２月９日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで。

申込み先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ
ＦＡＸ：03-5323-4785
（この番号は、総務部 首都圏入札課のＦＡＸ番号）

問合せ先：独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課　電話：03-5323-2574

（２）申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。
ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札による場合は、あらかじめ提出日の１営業日前までに提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間：平成30年１月15日（月）から平成30年２月９日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで。

提出場所：電子入札システムによる場合は、上記３首都圏入札課。
紙入札による場合は、原本を次に提出する。
〒163-1382
東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
技術監理部　工務課（機械設備担当）　電話：03-5323-2421

②　資料の提出方法、期間及び場所

提出方法：資料は、あらかじめ提出日の１営業日前までに提出日時を①（工務課（機械設備担当））に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない（電子入札システムによる場合も持参するものとする。）。

提出期間：上記①と同じ。

提出場所：上記①工務課（機械設備担当）。

（３）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の日時及び入札書の提出方法

入札の日時：平成30年３月15日（木）午前10時から正午まで（予定）

提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、本部長の承諾を得て紙入札をおこなう場合は、総務部

首都圏入札課に持参すること(郵送又は電送によるものは受け付けない。)。

② 開札の日時及び場所

日　　時：平成30年３月16日（金）午後３時（予定）

場　　所：〒163-1382

東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部入札室

（４）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

（５）当工事において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

８　その他

（１）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　免除

② 契約保証金　請負代金額の10分の１以上を納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の３以上とする。

（２）入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（３）落札者の決定方法

上記６（３）による。

（４）上記６（３）のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

（５）本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無

（６）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記５(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も７(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

この場合、競争に参加するためには、以下に従い、事前に一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

【一般競争参加資格の申請について】

提出期間：平成30年１月15日（月）から平成30年２月２日（金）までの土曜

日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く）まで

問い合わせ先：上記３首都圏入札課

（７）次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったので、詳細は入札説明書を参照すること。

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

（８）申請書及び資料に関する問い合わせ先

① 申請書及び資料について

〒163-1382東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
技術監理部 工務課（機械設備担当） 電話：03-5323-2421

② 平成29・30年度の一般競争参加資格、その他入札手続きについて

１） 申請方法について
当機構ＨＰを参照 http://www.ur-net.go.jp/order/info.html

２） 問い合せについて
〒163-1382東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部 首都圏入札課 電話：03-5323-2208

（９）詳細は入札説明書による。

以 上

ＦＡＸ申込書

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
設 計 図 面 等 交 付 申 込 書

申込日：平成　　年　　月　　日

工　事　件　名		**Ｈ２９－梨香台外２団地給水施設修繕その他工事**
設計図面等の種類		※下記のどちらかの□を塗りつぶして下さい。 □　設計図面・現場説明書等のＰＤＦデータをＣＤによる無償交付で申し込む。 □ 設計図面を紙による有償交付、現場説明書等のＰＤＦデータをＣＤによる無償交付で申し込む。
申込者	会　社　名	
	住　　所 （送 付 先）	〒　　－
	担当部署名 担当者氏名 連　絡　先	電話番号　　－　　－
その他	特定の配送日を指定する場合等は、こちらにご記入ください。	

※　図面等を平日正午までにお申込みの場合は、３営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。(FAX 受領が午後以降の場合は、翌日扱いとなりますのでご注意ください。)

※　この申込書は、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から、設計図書及び現場説明書等を発送するために、コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」に開示、使用されます。

※　**図面等の交付は、工事会社に限らせていただきます。**

【申 込 先】独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
　　コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ
【送 信 先】FAX：03-5323-4785
　　（この番号は、総務部 首都圏入札課のＦＡＸ番号）
【問合せ先】独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
　　総務部 首都圏入札課　　電話：03-5323-2574